

○国土交通省告示第千三百六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年十一月十三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道229号改築工事（積丹防災祈石工区－1・北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村字ポロシマ地内から同村大字神恵内村字鮎澗山ノ上地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村字ポロシマ、字オネナイ、字魚谷、字弁財澗、字祈石及び字鮎澗山ノ上地内
- 2 使用の部分 北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村地先海浜地

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村字ポロシマ地内から同村大字神恵内村字鮎澗山ノ上地内までの延長1.4kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道229号改築工事（積丹防災祈石工区－1）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道229号は、北海道小樽市を起点として、余市郡余市町、積丹郡積丹町等を経て、檜山郡江差町に至る延長287kmの路線で、後志支庁管内と檜山支庁管内を結び、沿道の日常生活、経済活動及び観光産業を支える主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道229号（以下「現道」という。）は、山地・山岳が迫る急峻な海蝕崖部を通過し、自然災害による影響を受けやすい区間であり、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている状況である。

平成8年度の道路防災総点検によると、現道は、災害危険箇所が14箇所存在し、うち3箇所（落石・崩壊1箇所、岩石崩壊2箇所）については早急に対策を必要としている。平成15年度までに落石防止金網等の応急対策を施しているものの、その後も現道への落石が3箇所を確認されており、危険な状況となっている。

また、現道は道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満足していない箇所が6箇所及び縦断勾配が5%を超える急勾配区間が本件区間の約3割に及び、さらに、現道にはトンネルが2箇所存在するが、老朽化が著しく、幅員狭小な2車線のトンネルであることから、大型車のすれ違いが極めて困難であり、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

加えて、現道は、北海道地域防災計画における北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において「第2次緊急輸送道路」として位置付けられている等、安全かつ確実に通行できる道路ネットワークの整備が求められている。

本件事業の完成により、線形の良いバイパスが整備され、災害危険箇所も回避されることから、安全かつ円滑な交通を確保し、沿道地域の日常生活、経済活動及び観光産業を支え、地域経済の発展に寄与するとともに、防災性を強化した道路網が確立するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成18年3月に環境影響評価を任意に実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるクマガラが確認されているが、営巢は確認されていないこと、また、本件区間内の土地は、自然公園法（昭和32年法律第161号）における国定公園（ニセコ積丹小樽海岸国定公園）に指定されている地域に存在するが、本件事業の大部分が海上を橋梁により通過し地形への改変度が小さいことなどから、動植物に直接与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、橋梁施工により掘削等が生じないため、埋蔵文化財への影響がない旨の

回答を、北海道教育委員会から得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、災害危険箇所の回避を主な目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式で改築する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートは、①海側案（申請案）のほか、②現道活用案及び③山側案について検討が行われている。①申請案と他の2案を比較すると、取得必要面積が最も少ないこと、②現道活用案との比較では、現道の危険斜面を回避できること、施工時の通行規制を要せず現道交通への影響が小さいこと、③山側案との比較では、海上を橋梁により通過するため地形への改変度が小さいこと、さらに、申請案の事業費が他の2案と比較して最も廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道には、災害危険箇所等が複数存在していることから、できるだけ早期に災害危険箇所等を解消する必要があると認められる。

また、一般国道229号沿道周辺の市町村の長からなる小樽国道協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道古宇郡神恵内村役場